

●5月22日『サイクリングの日』

昭和39年のこの日に、「日本サイクリング協会」が公益事業を行なう財団法人として認可されたことを記念して、平成21年にサイクリングの日が制定されました。

前職にて自転車の販売・整備・修理に携わっていたので、こういう話題はとて興味があり、今月採り上げてみました。

最近の健康志向の影響からか、自転車で通勤通学をしている光景が多く見受けられます。東京は意外とアップダウンが多く、運動不足解消や出てきたお腹を引っ込ますにはうってつけのコースなのかもしれませんね。

時間をかけた有酸素運動をしながら、大気汚染の心配がない自転車通勤は、マイカー通勤などと比べると経済面や環境面などで優れているのですが、まだ「自転車社会」のインフラ整備や自転車のマナーなどが伴っていないのが現状です。ドイツや海外などで見かける自転車専用レーンは、やっと実験的に導入されている段階で、本格的に運用されるのはかなり先になると思われます。

また当たり前のように乗れる自転車ですが、道路交通法上では「軽車両」として扱われ、法の適用があり、場合によっては刑罰を科せられることもあります。にもかかわらず講習を受ける必要もなく、誰でも簡単に乗ることが出来るのです。自動車の運転免許証を持っている人であればある程度の交通ルールが分かるかと思いますが、「自転車に乗る人たちの教育」ということも今後の課題になってくると思います。

これから暖かくなると、公園や河川敷などで気持ちよくサイクリングすることもあるかと思えます。快適に走るためにも、周りの状況もしっかり確認しながら楽しんでください。

OTONA ぶらりゆらり大人の休日 DAYS!

古谷

●オープンガーデン『鈴木邸』

最近丹精こめて手入れをしたお庭を開放して、たくさんの人達に見てもらおうと、オープンガーデンを行う方が増えてきました。

一般的には、たくさんの種類のお花が咲く春に行われることが多いようですが、一ヶ月ほど前、一足早く見に行く機会がありました。

下田にある鈴木邸では、お庭が誰でもすぐに見られるように全面開放されていました。そこには、見事な枝垂れ桃や睡蓮、菜の花などが咲き乱れていました。

濃淡ピンク、白や黄色など色のグラデーションが見事で、息を呑むほど美しい景色が広がっていました。山の木々の濃淡にも相まって



まるで絵画の一場面のような風景です。

これからちょうどゴールデンウィーク。毎年伊豆ではアートフェスティバル開催と同時にたくさんのオープンガーデンが行われ、それぞれ趣向を凝らしたお庭を見ることが出来ます（連絡が必要な場合がありますのでご確認願います）。

養蜂を手がけているお宅では、そこで蜂蜜も買うことができますし、お庭でブルーベリーを育てているお宅では手作りのブルーベリージャムを買うこともできます。お庭を丁寧に説明して下さいたり、育て方のコツなども伝授して下さいこともあります。

どこに行っても混雑するこの時期、せっかくの長期休暇ですから、少し足を伸ばして都会の喧騒から離れ、自然の中でゆったり時を過ごすのも良いかもしれません。



Member's Voice 「ごあいさつ」

角田

みなさまはじめまして。4月より相事務所に入所いたしました、角田智恵子（かどたちえこ）と申します。相事務所1年生として、日々まわりの先輩方に助けられながら過ごしております。

4月ははじまりの月。多くの方が、夢や目標を胸に、新しいスタートをきったことと思います。

私も、社会保険労務士としての一歩を踏み出しました。まったくの異業種からの転職となり、まだまだ勉強中の身ですが、根性だけは誰にも負けないつもりで頑張ります。そして、初心を忘れず、常にお客様に寄り添い、誠実に、そして頼りにされる社労士を目指したいと思っております。1日もはやく、みなさまのお力になれるよう、精進してまいりますので、今後とも、どうぞよろしくお願致します。



A i C o n t a c t



【今月号のLINE UP】

- ・<特集> 平成27年度の年金額
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「マイナンバーカ②」
- ・カレンダー探訪記「5月22日『サイクリングの日』」
- ・ぶらりゆらり大人の休日「オープンガーデン」
- ・Member's Voice「ごあいさつ」

オランダ風車・リーフデ (2015.04.11)

毎年この時期、地元の隣町にある千葉県佐倉市で開催しているイベントに行ったときに撮影した一枚です。幕末に佐倉で蘭学が大いに栄えた歴史的交流を記念して平成6年に建設されました。オランダ語で「友愛」を意味する風車は、気持ちよい春風をうけて羽を巡回させていました。

AI See You

私たちは、企業と人材の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客様のリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所 相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-ajimusho.co.jp> / Email info@sr-ajimusho.co.jp

年金は毎年4月に改定されます。例年は物価や賃金の変動に応じた変更がなされるだけですが、今年度は更に特例水準の解消やマクロ経済スライドの発動など本格的な少子高齢化時代に向けた改定が加味されました。新聞記事にも目にする機会が増えてきた新しい年金改定のしくみについて、今日はスポットをあててみます。

●平成27年度の主要年金額

年金の種類(年額・単位:円)	平成27年度	平成26年度
老齢基礎年金	780,100	772,800
配偶者加給 (S18.4.2以降生)	390,100	386,400
加給年金額 (第1子・第2子)	224,500	222,400
加給年金額 (第3子以降)	74,800	74,100
障害基礎年金 (2級)	780,100	772,800
障害基礎年金 (1級)	975,100	966,000
遺族基礎年金 (子が1人の場合)	1,004,600	995,200
中高齢寡婦加算	585,100	579,700

平成27年度の年金額は、平成26年度の特例水準の年金額との比較では、特例水準の段階的解消やマクロ経済スライドの調整と合わせて、基本的には0.9%の引き上げとなりました。前年度と比較して名目額が上がるのは、平成11年度以来16年ぶりとなります。

年金額改定の参考数値	
名目手取賃金変動率...①	+2.3%
特例水準スライド解消率...②	▲0.5%
マクロ経済スライド調整率...③	▲0.9%
①-②-③	+0.9%

●ここが変わった！年金額改定のルール

今年度の年金額改定は、昨年度までとは異なり、金額決定において新しいルールが導入され始めました。「本来水準」による年金額計算と「マクロ経済スライド」による調整です。

ここが変わった！「本来水準」による年金額

年金には原則「本来水準」と「特例水準」と呼ばれる計算があります。それぞれの方法で高いほうの年金額を支給する決まりになっており、これまでは過去の物価下落分を反映しない特例水準の年金額が支払われていました。しかし、平成25年度から段階的に下落幅を解消してきた結果、本来水準の年金額が特例水準の年金額に追いついたため、今年度より本来水準の年金額に変更となりました。

3年度かけて特例スライド水準との格差解消



ここが変わった！「マクロ経済スライド」による調整

年金財政は「賦課方式」とよばれる運営手法を採用しています。年金受給世代に必要な費用を現役世代が拠出する保険料によって賄うしくみです。急激なインフレーションに対応できるメリットがある一方、現役世代が減少すると維持するのが難しくなるデメリットがあります。「マクロ経済スライド」とは、少子化（保険料収入の減少）と高齢化（給付費用の増加）の進行率を年金額計算のなかに組み込む仕組みです。

少子高齢化が進行するとマクロ経済スライド発動



●問答有用Q&A 【Q】マクロ経済スライドは、これからずっと続いていくのですか？

少子高齢化の進行が終わればマクロ経済スライドも終了するわけですが、政府の諮問機関である社会保障審議会の試算によると、経済が堅調に成長していった場合、30年程度続くとしています。

しかし年金が老後の生活保障を支える機能を維持するためには、現役世代の所得の50%は確保されるべきだとする考え方があります。

その実現のためにはマクロ経済スライド期間を短縮する施策が必要だという意見が審議会から出ています。具体的には、①デフレでもマクロ経済スライドを発動(現行はインフレ時のみ発動)、②短時間労働者の社会保険のさらなる適用拡大、③国民年金の加入期間を45年に延長(現在は40年)、などです。

※参考文献：駒村康平『日本の年金』岩波新書

登場人物



おばあさん⇒長年、総務や人事の仕事に携わり、現在は社労士の資格を取得し社労士事務所働いている。



クロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおばあさんに拾われて以来なついてしまった。何をやってても長続きしない性格で、現在求職中。

●解雇も時として必要かもしれへんが、慎重な対応が必要やでえ！

店長「なんべん言うたら分かるんや!?お前なんか今日限りでクビや!なめとったらあかんど!?この泥棒猫め!!」

—ここは大阪ミナミ(H27.4.14)—

クロ「今帰ったで…おばあさん、また試用期間中に会社クビになったわ…」

おば「おやおや、今度は何をしたんだい!?確か4/1から難波のたこ焼き屋で働いていたんだよね!」

クロ「店にあるカツお節全部つまみ食いたのがバレて、店からつまみ出されてしまったんや。お客様のための毒見やゆうてんに、あのアホ店長全然信じてくれへんねん。どいつもこいつも猫や思うておちょくりやがって…こんな絶対不当解雇やで!労働基準監督署に訴えて、あんなしょっぱい店、ペッチャンコのペラペラに潰したるわ!」

おば「まあまあちょっと落ち着きなさい(苦笑)。解雇の正当性が認められるためには要件があって、①解雇に客観的・合理的な理由があって、かつ②社会通念上相当でなければならぬとされているんだよ。つまり誰が見ても解雇されるのが当然で、会社側からの再三の注意・指導にもかかわらず反省のぞぶりを全く見せないような場合は、解雇が有効になる可能性が高いんだよ。クロにも悪いところがあったみたいだし、反省して改めないといつまでたっても定職につけないよ。」

クロ「せやかて労働者を解雇する場合は、30日前に予告をするか、解雇予告手当として30日分以上の平均賃金を支払ってその場で解雇せんとあかんのんちゃうん?」

おば「確かに労働者の不都合な言動によって、その場で解雇する場合でも、労働基準監督署に解雇予告の除外認定を申し出て認められない限り、本来は解雇予告手当は払わなければならないね。だけど今回のように、入社して14日以内の試用期間中の者には解雇予告手当を支払わなくても良いことになっているんだよ。もちろん試用期間を設けないで最初から本採用なら、14日以内でも予告は必要だけだね。」

クロ「つまり今日(4/14)までは解雇されても解雇予告手当は貰えへんから、明日(4/15)までつまみ食いするの我慢すれば、ゼ二貰える可能性があったっちゃうことか…しかもうたへめっちゃ損した気分やわ～」

おば「これこれ(苦笑)少しは反省しなさい!ちなみに解雇する場合、少なくとも30日前に予告をしないとダメだよ。例えば今日が5/1だったら、翌日の5/2から数えて30日目の5/31以降の日を指定する必要があるね。だけど例えば5/1に解雇の予告をして、5/26で解雇する場合は解雇予告の期間は25日になるから、30日に不足する5日分の解雇予告手当払ってほしいんだよ。」

クロ「しかし俺は何やっても長続きせん…自分に甘くてホンマダメな奴や…シロは元気してるやろか…あいつめっちゃ真面目やったし今頃きつといひ会社に就職してんねんやろな…」

おば「…昔のことは忘れなさい…もう関係がないんだよ…」

クロ「そうやな…俺は俺でこの大阪で頑張るわ…」

経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる!というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●マイナンバー② 「マイナンバー制度 導入の趣旨について」

マイナンバー制度ですが、テレビなどでの広報も増えてきました。世間にも少しずつ浸透し始めているのではないかとこのころです。今月はこの制度の趣旨について解説してまいります。

この導入趣旨は、年金事務所やハローワークなどといった、複数の機関に存在している個人情報と、同一人であるという確認をすること、そして社会保障や税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高いインフラであるということを示していこうというものです。これによって得られることは、①より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる、②手を差し伸べるべき人を見つけることが可能となる、③社会保障や税に関する各種行政事務の効率化が図られる、④行政機関からブッシュ型の行政サービスが可能となることなどがあげられます。

もちろん災害時の救済についても定義づけられていますが、ここでは省略させていただきます。やはり一番は正確な所得把握であると考えられます。仮に、扶養している奥様がパートで働いているご家庭で、奥様の所得を正確に申告していなかったとすると、そこで所得の把握が間違ってしまうこととなります。後々それが判明すると、課税対象となり本来の負担が忘れた頃にやってくるということもあります。そういったことを避けるためにも、正確に把握しておくことが必要になるというわけです。

それ以外にも、本来は生活保障を受けられる対象であるにも関わらず対象となっていなかった、またその逆も然りです。

悪用されてしまうのではないかと懸念も発生しますので、その点については追ってお伝えしていきます。

